

秘匿情報システムの調達に関する公募

令和 8 年 8 月 7 日
海上保安庁 総務部
情報通信課長 長澤宏樹

次のとおり、参加者を公募します。

1 公募の概要

本案件は、当庁で使用している秘匿を要する情報を扱うコンピュータシステムのうち、端末の調達ができる者（参加者）を公募するものです。

参加を希望する者は、所定の様式により申込みを行い「海上保安庁秘匿情報システム技術審査実施要領」に基づく技術審査（以下「技術審査」という。）を受けてください。

2 秘匿情報システムの概要

本案件は、既存の秘匿情報システムの一部を調達するものです。

3 案件の概要

(1) 調達件名：海上保安業務システム（端末等）979式賃貸借・保守

(2) 履行期限：令和13年3月31日

導入期限：令和9年2月28日

ただし、端末の配布は令和9年2月15日までとする。

賃貸借・保守期間：令和9年3月1日から令和13年3月31日

予定賃貸借・保守期間：令和9年3月1日から令和14年2月28日

(3) 支払い条件：導入経費は検査終了後一括払いとする。

賃貸借・保守に係る経費は、検査終了後毎月払いとする。

(4) 納入場所：海上保安庁総務部情報通信課ほか25箇所

4 参加要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 海上保安庁から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」及び「役務の提供等」A又はB等級に格付けされ、関

東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者ではないこと。
- ⑤ 日本国内で事業を営む者（外資系の日本に籍を置く事業者を除く。）に限る。
- ⑥ 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- ⑦ 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- ⑧ 経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- ⑨ 見積合わせ参加等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

(2) 技術的要件

技術審査基準に基づく審査の結果、既存の秘匿情報システムとの整合性を有する提案を提供できること。

(3) 守秘義務に関する要件

社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

5 申請要領

- (1) 本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類のうち、①から⑤を事務担当課に提出すること。

- ① 事務担当課において配布する申請書（技術審査に必要な資料を含む）
（別紙1参照）
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）
- ③ 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
 - ・誓約書（別紙2参照）
 - ・情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3参照）
- ④ 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規等
- ⑤ 仕様確認申請書（別紙4参照）
（事務担当課）

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部情報通信課システム整備・管理室（島田 裕樹）

電話03-3591-6361（内線3152）

- (2) 技術審査基準の配布・受付期間及び提出書類の提出期限並びに提出場所

① 配布・受付期間

令和8年8月7日 から 令和8年8月17日 まで

② 提出期限及び提出場所

令和８年８月１７日 １７時００分 提出場所は、(1)に同じ。
提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(3) 仕様確認申請書の提出期限並びに提出場所

① 提出期限及び提出場所

令和８年９月８日 １７時００分 提出場所は(1)に同じ。
提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本件仕様書は、この公募により応募した者が技術審査に合格し、秘密の保全に関する規約、別紙２及び別紙３を提出した後に配布します。

(3) 技術審査に関する問い合わせ先

上記５(1)の事務担当課に同じ。

公 募 説 明 書

(海上保安業務システム(端末等) 979式賃貸借・保守)

1 公募の概要

本調達案件は、当庁で使用している秘匿を要する情報を扱うコンピュータシステムのうち、端末の調達ができる者(参加者)の公募である。

参加を希望する者は、所定の様式により申込みを行い「海上保安庁秘匿情報システム技術審査実施要領」に基づく技術審査(以下「技術審査」という。)を受け、合格した場合に本調達案件の参加が可能となる。

2 案件の概要

- (1) 調達案件名：海上保安業務システム(端末等) 979式賃貸借・保守
- (2) 見積合せ予定日：令和8年10月14日
- (3) 契約予定日：令和8年10月14日
- (4) 履行期限：令和13年3月31日
- (5) 導入期限：令和9年2月28日

ただし、端末の配布は令和9年2月15日までとする。

賃貸借・保守期間：令和9年3月1日から令和13年3月31日

予定賃貸借・保守期間：令和9年3月1日から令和14年2月28日

- (6) 納入場所：海上保安庁総務部情報通信課ほか25箇所

3 参加要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 海上保安庁から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」及び「役務の提供」A又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者ではないこと。
- ⑤ 日本国内で事業を営む者(外資系の日本に籍を置く事業者を除く)に限る。
- ⑥ 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- ⑦ 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- ⑧ 経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。

- ⑨ 見積合わせ参加等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

(2) 技術的要件

技術審査基準に基づく審査の結果、既存の秘匿情報システムとの整合性を有する提案を提供できること。

(3) 守秘義務に関する要件

社内外規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

4 申請要領

- (1) 本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類のうち、①から⑤を事務担当課に提出すること。

- ① 事務担当課において配布する申請書（技術審査に必要な資料を含む）（別紙1参照）
- ② 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）
- ③ 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
 - ・誓約書（別紙2参照）
 - ・情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3参照）
- ④ 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内外規等
- ⑤ 仕様確認申請書（別紙4参照）

(2) 提出先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁 総務部 情報通信課 システム整備・管理室 （島田 裕樹）
電話03-3591-6361（内線70-3152）

(3) 提出期限

- ①～④の書類は令和8年8月17日 17時00分
 - ⑤の書類は令和8年9月8日 17時00分
- 申請書の提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

5 海上保安庁秘匿情報システム技術審査項目

別紙1-2のとおり。

6 仕様書の交付

本件仕様書は、この公募により応募した者が技術審査に合格し、秘密の保全に関する規約、別紙2及び別紙3を提出した後に交付する。

秘密の保全に関する規約には以下に掲げる全ての記載があること。

- ・ 配布先における秘密とする事項の指定状況
- ・ 秘密保全管理責任者の選任状況
- ・ 図書の保管方法
- ・ 図書を複製する際の措置
- ・ 図書及び複製の返納又は廃棄処分
- ・ 事故発生時の報告要領

7 見積合わせ参加要件

- (1) 本件調達の見積合わせに参加する場合は、仕様書に示す閲覧要領に従い、資料の閲覧を行うこと。
- (2) 閲覧期間は、仕様書受領日から令和8年9月8日までである。

8 参加資格の有無の結果通知

令和8年10月1日までに支出負担行為担当官（海上保安庁総務部長）から見積合わせ参加資格の有無を文書等により通知する。

9

その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術審査に関する問い合わせ先
前記4項（2）提出先に同じ。

誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「令和 8 年度 情報通信システム整備・管理・サイバー対策にかかる調達」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

記

1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止します。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底します。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施します。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却します。
- (4) 受注者は、履行終了後に 3 項にならない返却します。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても 1 項の禁止事項を準用します。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定めます。
- (7) 秘密事項の漏洩等事故が発生し、又はその恐れがあると認めた場合は、直ちに秘密事項の漏洩拡大防止等の措置を講じるとともに担当官あて速報します。

2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
- (2) 海上保安庁総務部情報通信課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要がある場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しません。
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。
- (6) 提出した資料のうち個人情報が記載された情報取扱者名簿は、返却を受けた後 5 年間保管し、海上保安庁からの要求があった場合は提出します。

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

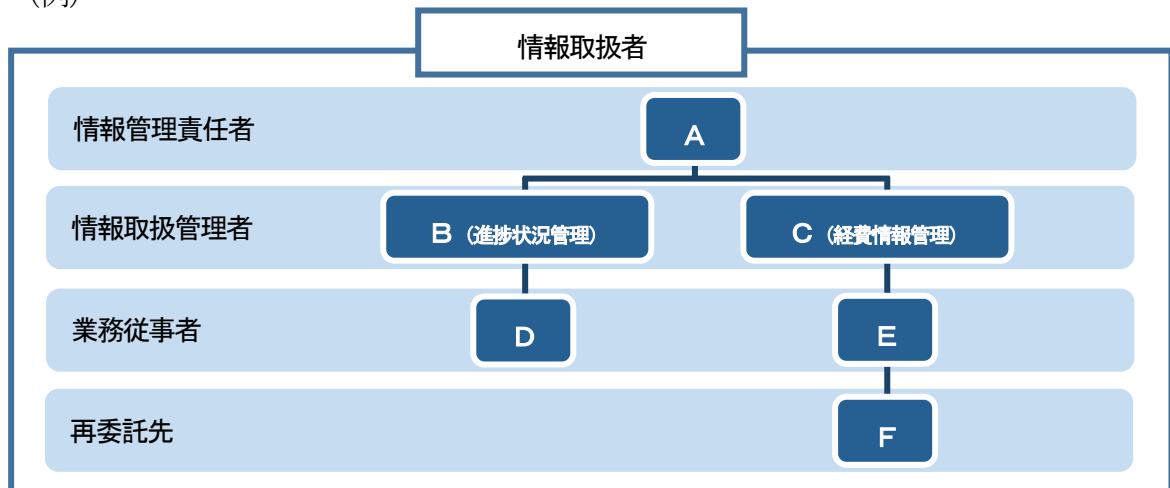
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

仕様確認申請書

年 月 日

海上保安庁 ●部 ●課
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

(競争参加者の)

住 所

商号又は名称

代表者名

貴庁が公示した入札公告「 件名 」について、カタログ等物品の仕様確認に必要な資料を添えて申請します。

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

別 紙

件 名

	品 目	規 格 等	数 量	※合否 の判定	備 考
1				合・否	
2				合・否	
3				合・否	
4				合・否	
5				合・否	
6				合・否	
7				合・否	
8				合・否	
9				合・否	
10				合・否	
11				合・否	
12				合・否	
13				合・否	
14				合・否	
15				合・否	

※欄は、海上保安庁で使用するので記入しないで下さい。

※ 最終判定 合 ・ 否

見 積 書

一金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

件名 海上保安業務システム（端末等）979式賃貸借・保守

履行又は納入期限 令和9年2月28日、令和13年3月31日

履行又は納入場所 仕様書のとおり

貴部局入札・見積者心得及び関係説明書等を承諾の上、見積します。

内 訳

品 名	規 格	単位	(予定)数量	単価	(予定)合価	備考
海上保安業務システム（端末等）979式賃貸借・保守	仕様書のとおり	式	1	0	0	
合 計（消費税相当額を含む）						

※数量・合価の（ ）は、単価の場合。

年 月 日

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

支出負担行為（契約）担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

(注) 1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。
2.金額は「アラビア」数字で記入する。

令和 8 年 度

特総契第 2 6 0 3 2 号

物 品 賃 貸 借 及 び 保 守 契 約 書 （ リ ー ス ）

物品賃貸借及び保守契約書

収入印紙

円

1. 契約件名 海上保安業務システム（端末等）979 式賃貸借・保守
2. 賃貸借料 金 円
別紙内訳書のとおり
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
3. 借入期間 令和9年3月1日から令和13年3月31日まで
(導入期間は、契約締結日から令和9年2月28日まで)
(端末の配布は、令和9年2月15日まで)
4. 借入場所 海上保安庁総務部情報通信課ほか25箇所
5. 契約保証金 免除

上記賃貸借物品（以下「物品」という。）の賃貸借及び保守について発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 澤井 俊 と
受注者 との間で、
次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は発注者に対して、本契約の条項及び仕様書に従って、借入機器の賃貸及び保守を行い、発注者は、受注者に対して対価を支払うことを約定するものとする。

(料金変更)

第2条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、料金が著しく不適當であると認められるに至った場合は、発注者受注者が協議して変更することができるものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

3 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(物品の引渡し)

第4条 物品は、仕様書に明記した設置場所において引渡しを行う。

2 受注者は、賃貸開始日までに物品を使用可能状態に調整し、引渡しの際は、発注者の監督職員による確認を受けるものとする。

(引渡期限の延伸)

第5条 受注者は、賃貸開始日までに物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対して支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合のほかは、受注者から遅滞金を徴収する。

3 前項による遅滞金は、延伸前の賃借開始日から物品引渡しの日の前日までの日数に応じ、年3パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10／100を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しない。

(権利・義務の移転禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託の相手方に対する監督)

第9条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託の相手方に、受注者に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

(代理人等に関する措置要求)

第10条 発注者又は監督職員は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

(禁止行為)

第11条 発注者は、書面による受注者の承諾を得た場合以外は、下記の行為をしないものとする。

- (1) 物品に他の装置、部品、付属品を付着し、又は物品からそれらを取り外し、若しくは物品のそれらを取り替えること。
- (2) 物品に付着してある表示を取り外すこと。
- (3) 物品を他の物品に付着すること。

(物品の保守)

第12条 受注者は、物品を常時正常な運転状態又は十分に機能が働く状態に維持するものとする。

2 物品の保守は、受注者が行うものとする。

3 前項の保守費用は、料金に含むものとし、保守にあたり必要とする電力料金は、発注者の負担とする。

(発注者の善管義務)

第13条 発注者は、物品を本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物品の設置場所につき、良好な環境を保持するものとする。

(物品の故障)

第14条 物品が故障したときは、発注者は、受注者にその旨通知する。受注者はすみやかに故障の原因を調整し修理するものとする。ただし、物品の故障が長時間にわたり、保守に日時を要する等発注者の業務に支障を来す恐れのある場合又は物品の能力が低下した場合には、当該物品の入替えを行うなど、誠意をもって善処しなければならないものとする。この場合、故障の原因が発注者の責に帰すべき事由による場合は、その費用は発注

者の負担とする。

（保 険）

第 1 5 条 物品使用期間中の必要な保険については、受注者が保険契約を締結し、保険料は受注者の負担とする。

2 前項の保険は、物品の損害について物品の保有、使用によって生じた発注者又は受注者の損害について、双方が協議して決定した金額を補填することを内容とする受注者の指定する保険とする。

（物品の返還）

第 1 6 条 発注者は、賃貸借期間の終了又は中途解約により物品を返還する場合、受注者に対し返還する旨を通知するものとする。

2 削除

（料金の支払）

第 1 7 条 発注者は、受注者が履行完了後、毎月ごと提出する適法な支払請求書を受理してから 3 0 日以内に、その料金を支払うものとする。

2 導入経費については、作業完了後、発注者が受注者から提出する適法な請求書を受理してから約定期間内に、海上保安庁において、その代金を一括して受注者に支払うものとする。

3 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第 1 8 条 発注者は、約定期間内に料金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 . 0 パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(契約の解除)

第19条 下記各号の一に該当するときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解約の申出があったとき。
 - (2) 受注者が賃貸開始日までに物品の引渡しをしないとき又は引渡しをする見込みがないことが明らかなとき。
 - (3) 受注者が第6条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号ほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者、その代理人若しくはその使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第5号までの場合において、受注者は違約金として、料金に賃貸借期間の残存月数（1か月未満の期間は1か月とする。）を乗じた額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど

したと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第20条 発注者は、前条に定める場合のほか自己の都合により、賃貸借期間の終了前にこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第21条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第22条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約外の事項）

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛義を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

（秘密の保全）

第24条 受注者及び発注者は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するためにこの証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 澤井 俊
受注者	住	所	
	氏	名	